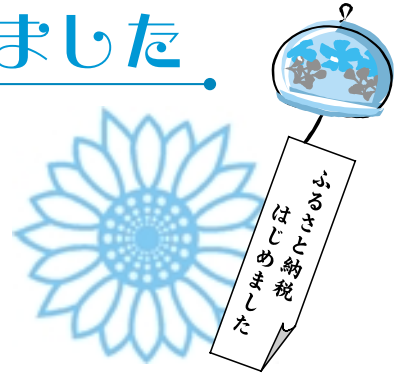




ふるさと納税はじめました

町内にお住まいの方をはじめ、全国の皆さんから、松前町を応援していただくことで、より一層充実したまちづくりを進めることができます。松前町では、皆さんからの寄附金を、「人とみどりが輝くぬくもりの町 松前」の実現のために活用させていただきます。ぜひ、町外にお住まいの親戚の方や知人の方にも広く呼びかけていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。



寄附金の活用について

環境にやさしいまちづくり



生活環境分野に活用します。

人にやさしいまちづくり



保健・医療・福祉分野に活用します。

生活実感できるまちづくり



産業・経済振興・生活基盤の整備に活用します。

町民主体のまちづくり



教育・文化振興に活用します。

町長お任せのまちづくり



町長が寄附金の活用先を決定します。

寄附金控除について

所得税、個人住民税から寄附金額を控除します。

- ① 控除対象となる寄附金額 5,000円を超える部分の寄附金額
- ② 控除方式 税額控除方式
- ③ 控除額の上限 個人住民税所得割の1割程度を限度
- ④ 手続き 確定申告をしていただく必要があります。

寄附金の申込手続

- ① 松前町ホームページ上で申込みされるか、「寄附金申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、役場企画財政課企画調整係に提出してください。(郵送・FAX可) また、「寄附金申込書」は役場企画財政課にご連絡いただければお送りします。
 - ② 申込受付後、「金融機関への払込み」又は「現金書留による送金」で寄附していただきます。そのほか、詳細につきましては松前町ホームページに掲載しています。
- 町ホームページ <http://www.town.masaki.ehime.jp/>

《問い合わせ》

ふるさと納税に関すること
寄附金控除に関すること

役場企画財政課企画調整係
役場税務課町民税係

☎985-4101
☎985-4110